


電子契約活用ガイド

2016年1月 ver.1



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）

電子契約委員会



はじめに

全世界的なコンピュータとインターネット技術の普及と浸透は、社会全体の情報化を予想以上のスピードで進展させています。特に、ネットワーク技術の進歩は、従来の手法ではその管理に限界を感じるほどに情報量を飛躍的に増加させています。

JIIMA は、こうした情報管理の環境と領域の変化に応え、従来からの紙やマイクロフィルムの文書とコンピュータの電磁的記録などの情報を含んだ広い概念の文書情報を、そのライフサイクル全体を通して、より確実でより効果的に活用・保存を可能にする「文書情報マネジメント」の普及・啓発することを活動の中心としてまいりました。

私たち電子契約委員会は、JIIMA のいくつかの委員会活動の中で、2014 年末から新市場開拓委員会の「電子契約制度協議 WG」として準備検討を開始し、2015 年度から、国内の法人対法人で相互交換される契約書の電子化を推進するナレッジ系委員会として、本格的な活動を行っております。

電子契約の普及を推進し、企業間 (BtoB) 取引の効率化・迅速化を図り、経済社会の発展に貢献していきます。

さて、本書は「電子契約」がテーマですが、ひとえに契約といっても非常に広い範囲の契約があります。本書で解説する電子契約の範囲は、「国内の BtoB の取引で双方の合意を担保する契約(注文書/注文請書などの一方から他方への意思表示の契約書類も含む)」という前提でその活用のガイダンスとして作成いたしました。

2016 年 1 月 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

電 子 契 約 委 員 会

委員長 米 谷 雅 之



目次

1、電子契約とは

1-1 書面契約から電子契約へ

1-2 電子契約の仕組み

1-3 電子契約のメリット

2、電子契約の安全性

3、電子署名の法的証拠としての有効性

4、電子契約における注意点

5、訴訟が起こった際の対応に関する考察

6、活用例

7、用語

8、関連法規

8-1 電子取引に関する法律

8-2 電子取引の取引情報の保存について

8-3 電子帳簿保存法 施行規則第8条で定める要件

8-4 電子帳簿保存法 取扱通達

8-5 電子署名法第3条

8-6 建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

1、電子契約とは

1-1 書面契約から電子契約へ

一般的に企業間の契約では、裁判における証拠性や、各種法令を遵守するため、書面に署名捺印を行った紙の契約書を用いて合意し、それを契約当事者双方で保管しています。一方、「電子署名」と「タイムスタンプ」を付与した電子文書をインターネット経由で合意成立を行い、電子文書のままサーバなどに長期保存する契約締結の手段として電子契約という契約手段があります。

電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法など法的環境整備と電子署名やタイムスタンプなどの技術基盤整備を背景に、安全かつ安心してやり取りができ、スピードとコスト削減を求める企業ニーズにマッチした新たな契約手段として近年非常に注目されています。

	電子契約	書面契約
媒体	PDF 等電子文書	紙
署名方法	電子署名、タイムスタンプ	押印
交換方法	Web 上で交換	郵送又は持参
保管方法	サーバ、クラウド内等に電子的に保管	キャビネット等に物理的に保管
解説	電子文書を Web 上で交換し、電子署名することで締結され、サーバ上に電子データで保管される企業間の契約	紙契約書を郵送か持参で交換し、捺印することで締結され、キャビネットに紙で保管される企業間の契約

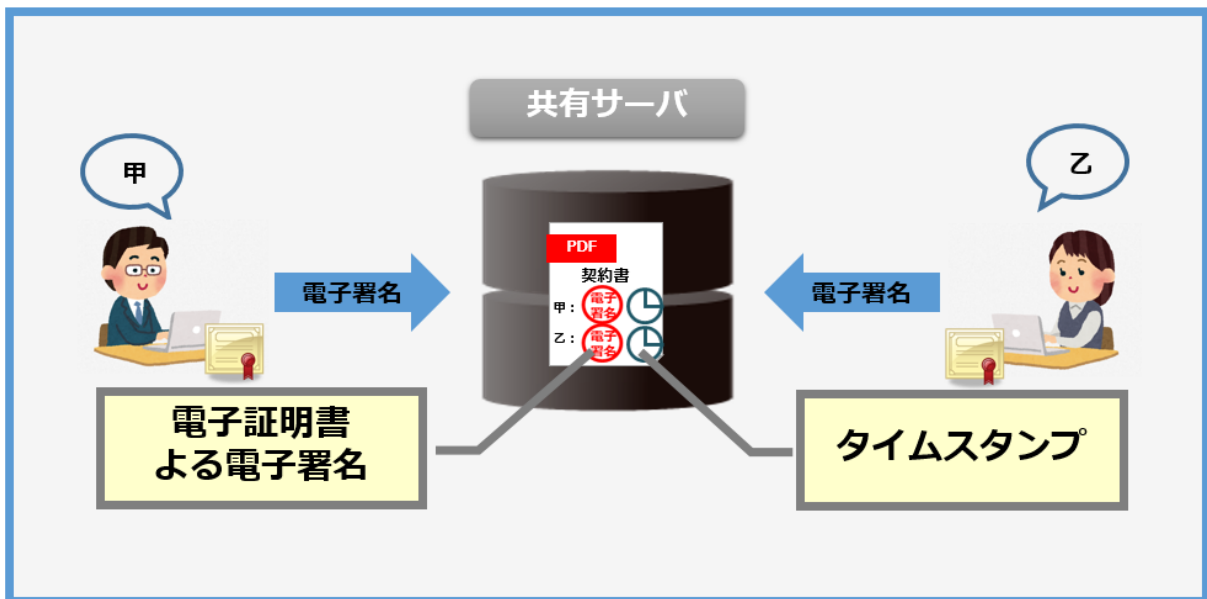
1-2 電子契約の仕組み

書面の契約書は、内容に合意した証として印鑑を用いて押印します。印鑑は、市区町村に登録した実印、もしくは契約用に作成した契約印（認印）が用いられ、重要度や契約先との関係により使い分けられています。

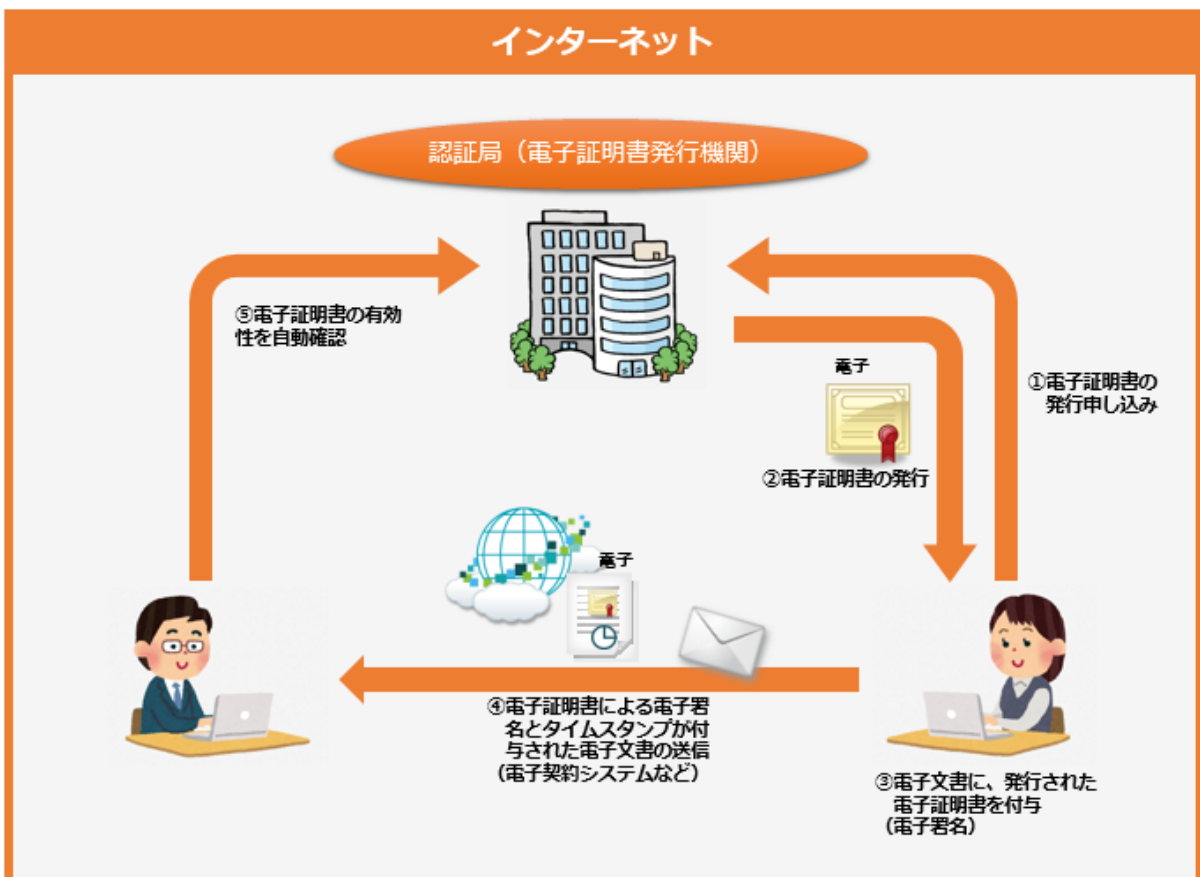
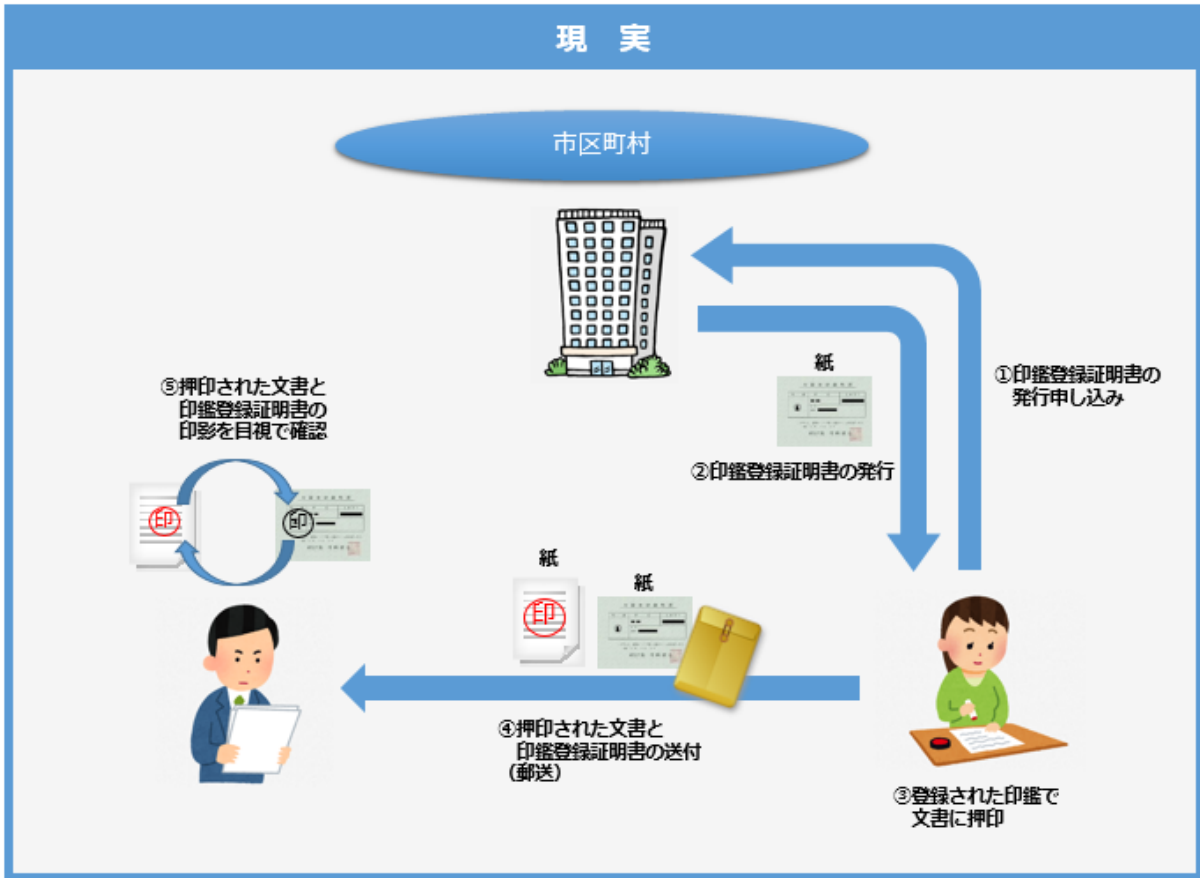
電子契約の世界では、印鑑に相当するものが「電子証明書」で、電子証明書は認証局から発行されます。そして押印にあたる電子署名に加え、その事象を信頼できる”いつ”という情報を含めて、確定する技術が「タイムスタンプ」です。電子契約にタイムスタンプが含まれていないと、その情報はいつ作成されたのかが不明となり、整合性と否認のリスクを回避することができません。“いつ”という情報を信頼のおける状態で入手するために電子署名とセットでタイムスタンプを付与する必要があります。電子署名とタイムスタンプがセットで付与されていることにより、電子契約書がその時点で存在していること、そしてそれ以降改ざんが行われていないことが証明できることとなります。

電子契約は、契約当事者双方で、インターネット経由で電子文書に「電子署名」と「タイムスタンプ」を付与することで合意成立を行い契約締結が行える仕組みとなります。

【電子契約の仕組み概念図】



【現実社会での紙契約とインターネットによる電子契約比較】



1-3 電子契約のメリット

電子契約化のメリットとして、契約締結業務の効率化とスピードアップ、コンプライアンス強化、様々なコスト削減が挙げられます。

最初に、紙の契約が電子契約に変わることによって契約締結プロセスにある様々な煩雑な業務が効率化できます。例えば、契約書の印刷、製本、封入、投函、郵送、捺印、保管、進捗管理、督促などの作業が削減もしくは大幅に減少し、契約スピードの向上と人的工数の削減が期待できます。

2つ目に、膨大な数の契約書を簡単に検索・閲覧・共有できることから、契約進捗管理、契約文書管理におけるコンプライアンスを強化することが可能となります。

3つ目に、コスト削減のうちメリットが大きいものとして印紙税の削減があげられます。多額の印紙が必要となる契約を行っている企業にとっては、電子契約を採用することで、すぐに大幅な節税効果を実現できます。さらに、契約書の印刷、製本、郵送にかかわる費用が削減でき、ペーパーレス化と合わせてコスト削減効果は非常に大きなものとなります。

【豆知識①：契約書にかかる発送費用】

オフィスにある様々な書面のうち、契約書・注文書・請求書・見積書・納品書・受領書などの送付は信書扱いとなります。信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書を指します。この信書を郵便・特定信書便（信書の送付が可能な特殊宅配便サービス）以外で発送することは法律で禁止されています。信書を宅配便で発送した場合、郵便法第四条の違反となります。（3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます）信書を発送する場合は、発送方法に注意が必要となり、意外と発送費用を使っていることが多い場合があります。

【豆知識②：電子契約は印紙が不要】

印紙を貼る必要があるのは、印紙税法第2条に規定されている契約書などの課税対象となる文書（課税文書といいます）を書面（紙の文書）で作成した場合で、書面の種類と記載されている金額に応じて、定められた金額の印紙を貼ることで納税する仕組みです。電子ファイルで作成される電子契約はこの「課税文書」にあたらないので、印紙税対象外と考えられています。

疑問解決！！

「なぜ電子契約では個人の電子署名を使うのか？」

電子署名は通常個人の署名が使われます。会社名や役職名の電子署名が使われることはめったにありません。電子契約の導入支援をしていると毎回のように「なぜ個人で電子署名をしなければならないのか？」「うちは契約書には会社名の角印や部長名などの肩書だけの職印を使っている。個人の印鑑を使ってはいけないルールだ。だから電子署名も個人名ではなく、会社名や部長名などにできないのか？」といった質問を受けます。

なぜ電子契約では個人の電子署名を使うのでしょうか。その理由を考えてみます。

1. 電子署名法第3条の解釈

そもそも電子署名を使うのは、電子署名に押印と同等の法的効力を期待するからです。その法的根拠は、電子署名法第3条の「・・・本人による電子署名（・・・）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」という条文にあります。この条文を簡単に説明すると、「一定の要件を満たした本人の電子署名がある文書（電子ファイル）は、真正に成立（＝偽造ではない）したことが法律により推定される」ということです。

契約書を民事裁判の証拠として提出するためには、「成立の真正（＝偽造でないこと）」を提出した側が立証する必要があります。しかし実際にその「成立の真正」の証明は簡単ではありません。そこで、適切な電子署名があるだけで、契約書が偽造ではないという推定が受けられるこの条文は、契約を取り交わすものにとって大変便利なものなのです。

ところで、この電子署名法第3条でいう「本人」とは電子署名法施行規則5条で住民票をもって本人確認をすると定めたこともあり、自然人であって、法人や機関ではないと解釈されています。もし電子署名の名義を肩書きにしまうと、肩書名が自然人にあたるのかという問題が生じてしまいます。それで、少なくとも現時点では、個人名の電子署名を用いるのが一般的なのです。

2. 実は今でもほとんどの企業が個人名で契約している

たしかに現在日本企業で使われている契約書のほとんどに、「部長印」などの職印が押されています。一見すると役職名で契約しているように見えますが、よく見るとその職印は「部長 山田××」などの個人名にかぶされて押印されています。いわゆる記名押印で、もちろん記名は個人名です。

法人契約の場合、個人ではなく機関や会社が直接署名をしているという印象をもたらしてしまうのですが、実際には今でも署名行為は（代理権をもつ）個人が行っているのです。

3. 個人名で契約に署名するのは世界ではあたりまえ

契約に印を使うのは、日本・中国・韓国くらいだそうです。それ以外の国は契約書にはサインをします。会社名のサインなど聞いたことがないので、当然個人名をサインします。ですから、世界では電子署名を個人名で行うことに何の違和感もないのでしょう。

契約書を「紙に押印」から「PDFに電子署名」に変える電子契約は、企業にとって大きな「ワークスタイルの変革」です。導入にあたっては、このようにさまざまな誤解や障害があります。ただ、この変革を乗り越えることで得られる効果もまたとても大きいのです。JIIMAもご支援しますので、ぜひ電子契約を推進していきましょう。

監修：JIIMA 顧問弁護士 牧野総合法律事務所
弁護士 牧野 二郎

2、電子契約の安全性

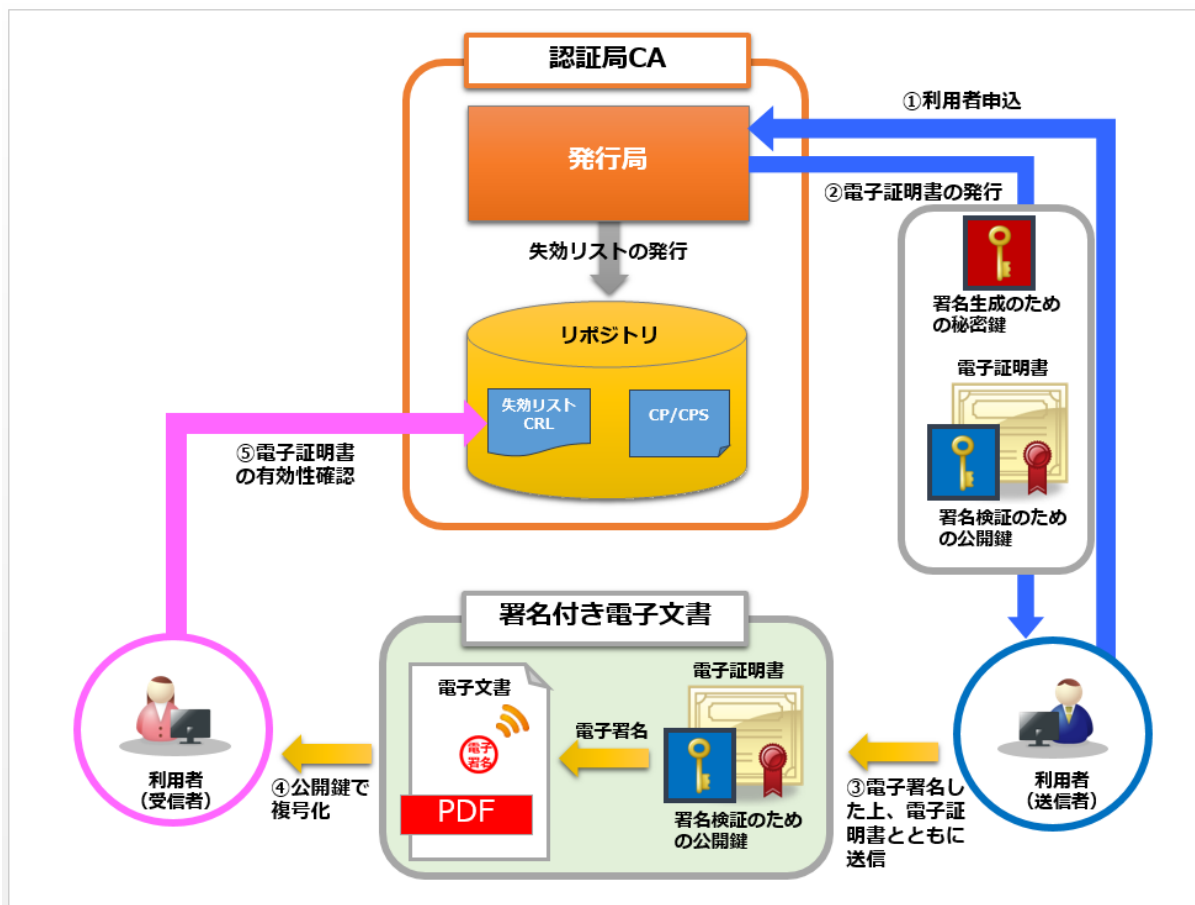
IT化がもたらす恩恵はたいへん大きなものがありますが、反面たくさんのリスクも潜んでいます。例えば、クレジットカード会社やネットショッピング会社等を装って架空の電子メールを送付し、クレジットカード番号、パスワード等を詐取するような犯罪行為もその一例です。

電子契約においては、その安全性を担保する法律と技術が整備されています。電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤として「電子署名法」があり、最新の暗号技術に基づいて電子署名や相手認証等を実現するための技術基盤として、公開鍵暗号基盤（PKI：Public Key Infrastructure）という仕組みが電子契約の安全性を支えています。

この仕組みは、秘密鍵により暗号化されたデータを、対応する公開鍵で復号することで作成者を識別する認証機能と、秘密鍵によって暗号化されたデータを、第三者が改ざんすると公開鍵で復号できない改ざん検知機能を備えた仕組みとなっており、技術面で安全性を支えています。

つまり、電子署名を利用することは、電子商取引上のリスクを排除する上で有効な手法となります。電子署名を利用することで、電子情報の発信者が本人であり、発信されたデータが改ざんされたものでないことが明確になるため安心して取引を行なうことができるようになる訳です。

【参考：公開鍵暗号基盤（PKI：Public Key Infrastructure）の概念図】



3、電子署名の法的証拠としての有効性

電子署名法(※)では、「本人による一定の条件を満たす電子署名」がなされた文書は、本人の手書き署名・押印がある文書と同様、真正に成立したものと推定されることが定められています。

■手書き署名・押印された文書の場合

民事訴訟法第 228 条第 1 項、第 4 項

第 1 項 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

第 4 項 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。



類似の仕組みを導入

■電子署名が行われた文書の場合

電子署名法第三条

電磁的記録であって・・・、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

(※)電子署名法は、正式名称は「電子署名及び認証業務に関する法律」といい、平成 13 年 4 月 1 日より施行された法律です。電磁的記録の真正な成立の推定や、特定認証業務に関する認定の制度等を定めた法律です。

4、電子契約における注意点

電子署名法第3条に契約が真正に成立する条件として電子証明書を適切に保管するという文言があります。電子証明書が適切に保管されていないと本人以外も電子署名できる環境となってしまう、契約が真正に成立する条件を満たすことができません。またオンライン上で電子証明書を発行するシステムの場合、ログインID及びログインパスワードを厳密に管理し他人がなりすましでログインできないように定期的にパスワードを変更するといった処置が必要となります。

一般的な電子契約システムなどでは、システム利用に関して証明書利用者、検証者を規律する利用規則が定められていますので、利用するシステムの利用規約をしっかりと理解し運用することが大切です。

5、訴訟が起こった際の対応に関する考察

電子契約の内容を裁判所に証拠として提出する場合は、過去の判例（大判昭和5年6月18日判決）から『相手方が原本の提出に代えて写しをもってすることに異議がなく、かつ、原本の成立について争いがないときは、写し（認証のない謄本）を提出することができる』とあり、実際の実務においては、写しが証拠として提出されているのが実情のようです。

6、活用例

既に電子契約が活用されている、または契約書の電子化がしやすい主な業務と契約をご紹介します。

契約対象となる主な業務	対象契約書
原料・資材の仕入れ	売買取引基本契約
開発・製造の委託	請負契約 準委任契約
新規取引先からの仕入れ/備品の購入	商品取引基本契約
代理店/FC店との取引	代理店契約 FC契約
設備の建築・工事などの業務	工事請負契約
不動産の売買・賃貸業務	不動産売買契約 不動産賃貸契約

7、用語

・電子署名

電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

1. 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
2. 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

・電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

一般的には、ディスクや IC カードなどに記録されたものをいう。

・タイムスタンプ

電子契約におけるタイムスタンプは、電子ファイルがいつから存在しているのか、そしてそれ以降現在まで内容の変更がされていないかを証明する電子的な時刻証明書をいう。

・自然人

近代法のもとで、権利能力が認められる社会的実在としての人間のこと。(⇔法人)

・公開鍵暗号基盤 (PKI : Public Key Infrastructure)

公開鍵と秘密鍵の鍵ペアからなる公開鍵暗号技術に基づいて、電子署名や相手認証等を実現するための技術基盤をいい、これによりインターネット上でフィッシング詐欺やなりすまし、改ざんなどのリスクを回避でき安全にやりとりが行えます。

・認証局 (CA : Certificate Authority)

認証局とは、暗号通信などで必要となるデジタル証明書 (公開鍵証明書) を発行したり失効させたりする機関。

・発行局 (IA : Issuing Authority)

認証局を構成する機能のひとつ。証明書発行機関。

・登録局 (RA : Registration Authority)

認証局を構成する機能のひとつ。発行申請の審査や発行者情報の管理を担う機関。

・リポジトリ

証明書の有効性に関する情報を提供するDBなどの機能

・失効リスト (CRL : Certificate Revocation List)

認証局が失効させた電子証明書のリスト

・CP : Certificate Policy

証明書ポリシー。証明書の目的や利用用途を規定するもの。

・CPS : Certification Practice Statement

認証局運用規定。

・利用者

自らが行う電子署名について認証業務を利用する者をいう。自然人に限られ、法人は含まない。

・署名検証者

利用者から電子署名が行われた情報の送信を受け、当該利用者が当該電子署名を行ったものであることを確認する者をいう。

- **電子証明書**

「利用者署名検証符号」が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。電子証明書には、利用者の電子証明書や認証局の電子証明書などがあるが、電子署名法において単に電子証明書と表記した場合は、利用者の電子証明書を指す。

- **電子証明書の失効**

電子証明書の失効とは、電子証明書の有効期間内であるにも係らず、当該電子証明書の効力を失わせることをいう。電子証明書は、その有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときなどに失効される。また、電子証明書の失効に関する情報については、以下の事項が認定基準として定められている。

1. 遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法により記録すること。
2. 電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。

8、関連法規

8-1 電子取引に関する法律

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

(平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号, 最終改正:平成 19 年 3 月 30 日号外法律第 6 号)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 27.7.3 課総 9-8 ほか 一部改正後)

第 1 章 通則

法第 2 条 ((定義) 関係

(電子取引の範囲)

2-3 法第 2 条第 6 号 ((電子取引の意義)) に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

8-2 電子取引の取引情報の保存について

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

(平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号, 最終改正:平成 19 年 3 月 30 日号外法律第 6 号)

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

8-3 電子帳簿保存法 施行規則第8条で定める要件

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

(平成10年3月31日大蔵省令第43号, 最終改正:平成27年3月31日号外財務省令第36号)

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第八条 法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。
二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。

3 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

1. 保存場所 : 事業所在地、又は納税地。ただし納税地で出力できればデータセンター保管も認められる
2. 保存期間 : 9年間
3. 措置 : タイムスタンプ または 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の備付け、運用
4. 保存要件 : 訂正・削除履歴の確保、帳簿間の相互関連性の確保、システム概要など関係書類の備付け、見読性確保、検索機能の確保

8-4 電子帳簿保存法 取扱通達

電子帳簿保存法取扱通達

(平成27.7.3 課総9-8 ほか 一部改正後)

第4章 電子取引

法第10条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存））関係

(電磁的記録等により保存すべき取引情報)

10-1 法第 10 条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあつてはトランスレーターによる変換後、送信情報にあつては変換前のもの等により保存することを要する。

(2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。

(3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。

(4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

(注) いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)

10-2 規則第 8 条第 1 項第 2 号 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止)) に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

① データの訂正削除を原則禁止

② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合(例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存)

③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。

② 事前に上記契約を行うこと。

③ 電子取引の種類を問わないこと。

8-5 電子署名法第 3 条

電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

8-6 建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

1. 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。・・・
2. 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

編集メンバー

■疑問解決!! 「なぜ電子契約では個人の電子署名を使うのか？」作成
JIIMA 電子契約委員会 委員 齋木 康二

■編集委員

【JIIMA 電子契約委員会】

アマノビジネスソリューションズ株式会社	森口 亜紀
コニカミノルタ株式会社	青山 成道
コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	栗原 貴之
新日鉄住金ソリューションズ株式会社	齋木 康二
株式会社ジェイ・アイ・エム	橋本 貴史
ソフトバンク コマース&サービス株式会社	米谷 雅之
富士ゼロックスシステムサービス株式会社	勝丸 泰之（担当理事）
株式会社ミウラ	冠野 良太郎 （敬称略 社名あいうえお順）

【事務局】

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）	長濱 和彰
ソフトバンク コマース&サービス株式会社	谷 佳幸

電子契約活用ガイド Ver.1

発行者：公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA） 電子契約委員会

発行：2016年1月

問合せ：公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 電話 03-5821-7351

https://secweb03.datastations.jp/jiima.or.jp/frame03_qanda.html

Copyright © 2016 電子契約委員会 All rights reserved